

【質問】

たばこ税の改正内容を具体例を示してわかりやすく説明してほしい。

【回答】

現在、紙巻きたばこと加熱式たばこの間には、たばこ1本あたりの税額に約5円の開きがありますが、今回の改正により、下表のように加熱式たばこが増税され、紙巻きたばこと同程度の税率となります。

	令和8年度	
	4月	10月
紙巻きたばこ (約15円/本)	増税なし	
加熱式たばこ (約10円~/本)	紙巻きと税差解消(1/2) 1本1～2.5円※ (1箱20～50円)	紙巻きと税差解消(1/2) 1本1～2.5円※ (1箱20～50円)

※増税額は、「スティック型の加熱式たばこ」か「スティック型以外の加熱式たばこ」かにより変わります。

「スティック型の加熱式たばこ」とは、葉たばこを原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこをいいます。

「スティック型以外の加熱式たばこ」とは、「スティック型の加熱式たばこ」以外の加熱式たばこをいいます。